

議事日程（開会日） 令和5年6月6日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 議案第28号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第29号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第30号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 報告第 1号 令和5年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について
- 日程第10 報告第 2号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 3号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 同意第 2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 3号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 4号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 5号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 6号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 7号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第 8号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 9号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

ついて

日程第20 同意第10号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第11号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆	副町長	森清秀
教育長	山北哲	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	会計管理者	松本大
産業課長	多賀達人	建設課長	伊藤雅人
住民課長	伊藤正典	福祉健康課長	黒田和弘
税務課長	中山重徳	教育課長	村上強

事務局出席職員

事務局長 藤井光利 議会事務局 鈴木琴音

=====

午前 9時 0分開会

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日、令和5年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されます議案につきましては、執行部提出議案18件でございます。

いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分なご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和5年第2回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットをご覧くださいのとおりの日程でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る6月1日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて、ご審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る、6月1日午前9時より、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくと共に、地方自治法の規定に基づき、議長並びに副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長の出席のもとに、令和5年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について、協議をいただきました。その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、町長、担当課長より、その議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提出されます議案は、一般会計の補正予算案2件、条例の一部改正案1件、協議案1件、損害賠償額案1件の5件で、他に報告案件3件、同意案件10件合わせて18件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申し上げました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとし、会期については、本日6日から15日までの10日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、加藤町長より行政

報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に、議案第28号から議案第32号の5議案を一括上程していただきます。この上程しました5議案について、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第3号までの3議案を一括上程し、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

次に、同意第2号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととします。

次に、同意第3号から同意11号までの9議案を一括上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

以上をもって、令和5年第2回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して、本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は、6月13日午前9時より再開していただき、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は、4名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願ひします。

なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第28号から議案第32号までの5議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第3号までの3議案を一括上程し、個別に質疑を行っていただきまして、議会への報告は終了といたします。

以上をもって、13日の本会議は、散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は、6月15日午前9時より再開し、議案第28号から議案第32号までの5議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、議案採決には、それぞれ一議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき、令和5年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和5年6月6日、議会運営委員会委員長、服部 英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査、ご苦労さまでございました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月6日から6月15日までの10日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月15日までの10日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第3、行政報告についてを議題とします。

加藤町長より、行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

先日の台風2号は心配しておりましたけれども、東の方へそれてくれました。しかし、台風や前線の影響を受けて、三重県下では、初めて、線状降水帯が発生し、三重県下各地で大変な豪雨に見舞われました。私ども木曾岬町はおかげさまで大過なく終わったところでもございましたけれども、報道によりますと、伊勢神宮で、内宮外宮とも閉鎖されるというようなことがあって、境内に残っておられた参拝者の皆さんが、外へ出るように促されたというようなことが報道されておりました。そんな事態が起きました。

今年は春先から大変暑い日が続きまして、5月に真夏日どころか、猛暑日がございました。やはり気候変動によって、海水温が異常に高くなっておるといことでございまして、今年の夏、暑さも大変心配なんです、台風や或いは豪雨災害が心配されるところでございます。備えをしっかりとしないかんなど、改めてそんなことを感じたところでございます。

さて、町議会の皆様方におかれましては、先般5月17日に、議会の役員改選がございまして、三輪議長さんの選任をはじめ、新しい役職に就いていただきました。新体制になって、本日、初の定例会でございまして。令和5年第2回の木曾岬町議会定例会を、招集をさせていただきましたところ、議員の皆さん方には、早朝からご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算、条例の改正案などいずれも重要な案件ばかりでございます。何卒、十分にご審議を尽くしていただきますように、お願いを申し上げます。

それでは早速でございまして、議長さんの許可をいただきましたので、行政報告をさせ

ていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、3年以上もの間、猛威を振るった新型コロナウイルス感染性につきましては、年明けの第8波以降、徐々に落ち着き始めまして、3月13日からは、マスクの着脱については、個人の判断にゆだねられることになりました。

さらに、先般5月8日からは、感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザなどと同等の5類感染症に変更となったことから、政府新型コロナウイルス感染症対策本部は、廃止されることになりました。

しかし、三重県においては、法律上の対策本部は廃止したものの、法に基づかない三重県独自の三重県新型コロナウイルス感染症対策本部を維持していることから、私ども当町におきましても、三重県に倣って、町独自の対策本部は維持している状況でございますが、ご案内のように、イベントの開催など様々な場面で、コロナ禍前の状況に徐々に戻りつつあり、このまま終息に向かって欲しいなと願うところでございます。

また、ワクチン接種につきましては、3月末をもって終了する予定でございましたけれども、ご案内のように国において、さらに1年間延長することになりましたので、町内の医療機関のご協力のもとに、引き続き住民の皆様の接種機会の確保に努めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのないような事態が3年以上にわたって拡大を繰り返し、不安とご不自由な毎日が続き、皆さん方には大変ご苦労なさっておられる中、感染防止対策やワクチン接種など、それぞれにご理解やご協力を賜って参りましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。おかげさまで、ようやく落ち着きつつあり、社会も私たちの暮らしも明るさや活気は徐々に戻って参りました。

当町におきましても、各団体の皆さんや自治会活動と、町のイベント・行事など、お互いが力を合わせ、それぞれの活動が、活発に展開され、活気のある、明るく元気な町に、今年こそはしていきたいと思っているところでございます。それぞれの活動において、ぜひ皆さん方が一緒に楽しんでいただけるように、みんなで頑張っていきたいと思っているところでございます。何卒ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、福祉分野と危機管理分野でそれぞれ町は連携協定を締結しておりますので、そのことについてご紹介をさせていただきます。

まず、福祉分野においては、去る3月16日に、中北薬品株式会社様と、地域包括ケアの推進に係る連携協定を、また3月24日には、明治安田生命保険相互会社様と、健康増進に関する連携協定をそれぞれ締結をさせていただきました。

中北薬品株式会社様との連携協定につきましては、高齢者、子育て支援、健康づくり、食育活動、感染予防、災害時における生活物資の供給などに関して、幅広く包括的に連携することを目的に締結したものでございまして、締結直後の3月19日に開催されました

「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場」におきましては、感染症対策にも有効な手洗い講座を開催していただいたところでございます。

今後も、様々な場面でご協力いただけることと期待をいたしているところでございます。

また、明治安田生命保険相互会社様との連携協定につきましては、相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や住民サービスの向上を図ることを目的に締結したもので、今のところ、具体的な取り組みはまだ始まっておりませんが、今後の健康増進に関するニーズの発掘など、大きく期待の持てる協定であると考えているところでございます。

一方、危機管理分野におきましては、去る3月16日、日産自動車株式会社様、及び三重日産自動車株式会社様と、電気自動車を活用した脱酸素化及び災害に強いまちづくりに関する連結協定を締結いたしました。

これは、災害時に停電が発生した際、町が指定する避難所などに電気自動車が無償で貸与していただき、電気自動車からの給電により、非常用電源として活用することを目的とするもので、本協定締結を機に、電気自動車を活用した環境に優しく災害に強い持続可能なまちづくりを推進するとともに、美しい自然環境を未来に残すために、電気自動車の普及を通して地域課題の解決、脱酸素社会の実現に向けて、さらなる連携強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、マイナンバーカードについてでございますが、マイナンバーカードは、平成28年の1月から交付が開始されまして、令和5年4月末時点での交付枚数率は、全国で69.8%、木曾岬町では、72.9%と、おおよそ7割以上の方がマイナンバーカードを取得している状況でございます。

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や、本人確認の際の公的な本人確認書類として利用ができ、また、各種行政サービスを受けることができるICカードでございますが、マイナンバーカードを活用した行政サービスで、トラブルが相次いで報告されております。コンビニ交付サービスでは、システム上の問題により、別人の証明書などが発行される事象が、一部の自治体で確認され、当該システムを利用する自治体では、一斉点検を実施しているところでございます。本町におきましても、先日の6月4日にシステムを1日間停止させ実証機点検をしたところでございます。

この結果につきましては、問題なく稼動することが確認されているところでございます。

また、マイナ保険証や公金受取口座で他人の情報が紐づけされているなど、事務的なミスや、確認不足によるものもあり、現在、正しく情報が登録されているか点検が進められているところでございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、マイナンバーの利用範囲の拡大などを盛り込んだ関連する法律の改正法が今国会で成立し、健康保険証は来年秋に廃止されマイナンバーカードと一体化されることとなります。

また、利用範囲拡大では、自動車に関わる登録、国家資格の更新などが、オンラインでの申請が可能になり、マイナンバーカードの利用の促進が一層図られることとなります。

このようなことから、新たに提供されるサービスや、トラブル事案などに関して、町民の皆様へ十分に情報をお伝えできるように、万全を期して参りますので、何卒皆様方のご理解賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

日程第 4 議案第 28号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について

日程第 5 議案第 29号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第 30号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 31号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第 8 議案第 32号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)についてから日程第8、議案第32号、損害賠償の額を定めることについての5議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただ今、上程を賜りました議案第28号から議案第32号までの5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ8,800万円を追加し、予算の総額を33億2,800万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

議会費では、定例会一般質問日の映像配信を行うために必要な経費を計上し、民生費では、物価高騰等に直面する低所得世帯および子育て世帯の支援を目的とした給付金事業に要する経費や、結婚支援事業に要する経費を計上すると共に、令和4年度に実施した各種給付金事業に係る補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

次に、衛生費では、町内全世帯および事業者の水道基本料金を6か月間減免することに伴う減収分を補填するための水道事業会計への補助金を計上し、土木費では、道路台帳を更新するための経費を計上すると共に、町道上加路戸横断線道路改良工事における事業進捗に伴う事業費の見直しを行うものでございます。

次に、教育費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小中学校の給食費を6か月間減免することに伴う財源構成を行うものでございます。

以上が、歳出予算の主なものでございます。

これに対する歳入予算といたしましては、説明いたしました事業に対する国庫補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上すると共に、町道上加路戸横断線道路改良工事における事業費の増額に伴う起債の追加分を計上するものでございます。

次に、議案第29号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加するものでございます。町内全世帯および事業者の水道基本料金を3期、6か月分免除するために、所要の措置を講じるものでございます。

次に、議案第30号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことにより、軽自動車税における区分の見直しや、個人住民税における申告書記載事項の簡素化、森林環境税の導入などについて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第31号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございますが、令和5年9月1日から、桑名・員弁広域連合が三重県市町公平委員会に加入することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び、三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により協議するものでございます。

次に、議案第32号、損害賠償の額を定めることについてでございますが、令和4年9月20日に町職員が職務上、町有自動車を運転中に相手方車両と衝突した事故による損害を賠償するため、その損害賠償額を定めることについて提案するものでございます。

以上、上程を賜りました5議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から詳細に説明させていただきますので、何卒、十分な審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(三輪一雅議員) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長(小島裕紹課長) 議長。

○議長(三輪一雅議員) 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、説明させていただきます。

議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

令和5年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に、歳入歳出それぞれ8,800万円を追加いたしまして、予算の総額を33億2,800万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、第2表、地方債で一つの起債の目的についてお示しをしておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、令和5年度6月補正予算、予算事業概要書にて説明をさせていただきます。この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を初めとする、国庫支出金や町債などの歳入の増、並びに当初予算編成後の重要性、緊急性のある経費につきましてそれぞれ所要の措置を講ずるものでございます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と水道事業会計の2会計であり、一般会計では8,800万円を追加いたしまして、補正後の額を33億2,800万円に、また水道事業会計では18万5,000円を追加いたしまして、2億4,127万8,000円とするものでございます。

なお、これにより、特別会計を含みます全8会計での補正後の予算額は、55億8,487万8,000円となります。

本資料には、一般会計及び水道事業会計の補正予算の内容について、それぞれ要点を記載させていただいております。

はじめに、一般会計の歳入の要点についてでございますが、このたびの補正予算では、5つの款においてそれぞれ所要の補正を行っております。

分担金及び負担金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応することとなりました学校給食費、原材料費分の減額を行い、続く国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地域少子化対策重点推進交付金、社会資本整備総合交付金など、合わせて5,118万6,000円を増額するものでございます。

また、繰入金では、一般財源の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を増額とし、諸収入では、予算調整分といたしまして、98万2,000円を増額するものでございます。

最後5つ目の町債では、道路新設改良費の増額に伴いまして、公共事業等債を増額をするものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の予定についてでございますが、歳出では6つの款におきまして、それぞれ

所要の補正を行っており、本資料では、それらの概要につきまして記載をさせていただいておりますので、ご確認ください。

また、水道事業会計では18万5,000円の増額となっております、その補正内容は記載のとおりでございます。

なお、この詳細につきましては、のちほど担当課より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次のページでは、参考資料といたしまして、本補正予算に計上されております、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行おうとする事業の計画についてお示しをしております。

本年度の当該交付金につきましては、原油価格、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を対象といたします、低所得世帯支援枠、それと、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けました生活者や事業者に対する支援を対象といたしました、物価高騰支援枠、この二枠で予算措置がなされておまして、本町に対しましては、低所得支援枠といたしまして、1,142万1,000円が、また、物価高騰支援枠といたしまして、2,525万円がそれぞれ交付限度額として示されましたので、これらの交付金を活用いたしました、記載の4つの事業を実証しようとするものでございます。

まず1つ目の事業が、住民税非課税世帯等給付金事業、総事業費は1,950万円でございます。このうち1,142万1,000円を、臨時交付金の低所得世帯枠に、また、不足いたします807万9,000円を一般財源にそれぞれ財源を求めようとするものでございます。対象見込み世帯500世帯に対しまして、一世帯当たり3万円を支給しようとする事業でございます。

2つ目の事業が、水道基本料金減免事業、総事業費は1,700万円。この全額を物価高騰支援枠に財源を求めようとするものでございます。町民及び事業者の水道基本料金を、3期、6か月分減免除しようとするものでございます。

3つ目の事業が、給食費減免事業、総事業費は686万6,000円。こちらもこの全額を物価高騰支援枠に財源を求めようとするもので、小中学校合わせて349人分の6か月分の給食費を免除しようとするものでございます。

最後4つ目が、未就学児及び新生児を対象とする町独自給付事業、総事業費は610万円。このうちの138万2,000円を物価高騰支援枠に。不足をいたします471万8,000円を一般財源にそれぞれ財源を求めようとするものでございます。

未就学児、及び、令和5年度中に出生する新生児を対象といたしまして、一人当たり3万円の給付を行おうとするもので、対象人数を200人と見込んでいるものでございます。

以上が令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した4つの事業の事業計画の説明となります。

なお、これらの事業の詳細につきましては、この後、歳出の事業説明の際に、各担当課

長より説明をさせていただきますので、お聞き取りのほう、よろしくお願いたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書の事業説明を用いまして、総務政策課より順に説明をさせていただきます。

事業名は予備費、補正予算額は、58万3,000円の減額でございます。地方自治法に定める予備費でございまして、これにより本補正予算の歳入歳出の均衡を図ろうとするものでございます。

総務政策課所管分は以上でございます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 次に、福祉健康課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、補正予算額1,026万6,000円でございます。昨年度実施いたしました、住民税非課税世帯等給付金及び、価格高騰緊急支援給付金事業が完了し、国から交付された国庫支出金のうち、超過交付分の償還金について追加補正をするものでございます。

次に、事業名、結婚支援事業では、補正予算額222万円でございます。昨年度に引き続き、結婚を希望されているものの、出会いの機会の少ない方に向けたイベントの開催費用や、結婚して町内に居住する世帯を対象に、引越し費用などを支援するため、新たに創設する結婚新生活支援事業補助金について、追加補正をするものでございます。

なお、この事業につきましては、事業費の3分の2を、国庫支出金の地域少子化対策重点推進交付金を財源としております。

次に、臨時特別給付費では、補正予算額1,950万円でございます。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部財源といたしまして、物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対して、特別給付金を交付するため、その必要な経費について追加補正をするものでございます。

なお、この給付金の対象につきましては、住民税非課税世帯で一世帯当たり3万円、500世帯分を見込んでございます。

次に、事業名、未就学児及び新生児を対象とする町独自給付事業では、補正予算額610万円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部の財源といたしまして、先ほどの特別臨時交付金と同様に、昨年度に引き続き、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯のうち、未就学児、及び令和5年度中に出生する新生児を対象に給付金を交付するため、その必要な経費について追加補正をするもので、一人当たり3万円、200名分を見込んでおります。

次に、事業名、児童手当及び子ども手当事業では、補正予算額4万1,000円でございます。児童手当制度改正実施円滑化事業である、子ども子育て支援事業費補助金におきまして、昨年度分の事業が完了し、その実績に基づき、国から交付された国庫支出金のうち、超過交付分の償還金について追加補正をするものでございます。

福祉健康課所管分につきましては、以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続いて、建設課所管分になります。事業名、上水道事業費でございますが、1,700万円を計上するものでございます。コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する支援として、全世帯を対象に、3期分の水道基本料金を減免するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道事業会計への補助を行うものでございます。給水収益減収分の補填額が1,681万5,000円、基本料金免除に伴うシステム改修費が18万5,000円で、合計1,700万円を水道事業会計へ補助するものでございます。

続きまして、事業名、道路橋梁維持費でございますが、459万8,000円増額するものでございます。令和4年度に供用開始した町道4路線を、道路台帳に反映させるための業務委託料でございます。

続いて、事業名、道路新設改良費でございますが、2,790万2,000円を増額するものでございます。町道上加路戸横断線の道路改良事業に係る用地測量用地買収、移転補償費等を実施する関係経費でございます。歳入内訳でございますが、社会資本整備総合交付金、公共事業等債を特定財源としております。

建設課からは以上でございます。

○教育課長（村上強課長） 教育委員会所管部分といたしましては、学校給食費、学校給食運営費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年9月分から令和6年2月分までの6か月分の保護者負担を無償化することから、その財源をこの交付金に振り替えるもので、歳出の総額に変更はございません。

なお、対象となる児童生徒は、小学生211人、中学生138人で振り替える財源は686万8,000円でございます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 最後に、議会事務局から説明をさせていただきます。ご覧の議会費におきまして、かねてから懸案事項となっております、議会の映像配信で、今回補正予算に上げさせていただいたものでございます。委託料といたしまして、95万7,000円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、議案第28号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

○建設課長（伊藤雅人課長） それでは、議案第29号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。内容については、最終予算の事業説明で説明をさせていただきます。

事業名、総係費でございますが、18万5,000円を増額するものでございます。これは先ほどの水道基本料金減免に伴うシステム改修費でございます。歳入内訳でございますが、一般会計からの補助金1,700万円を充当するもので、先ほどのシステム改修費

を差し引いた1,681万5,000円を給水収益の補填分として受け入れるものでございます。

以上でございます。

○**税務課長（中山重徳課長）** 続いて、議案第30号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

木曾岬町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定しようとするものでございます。

下段、提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税について、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し並びに個人住民税について、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化及び森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備等に伴い、所要の改正をする必要があるため、木曾岬町税条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本議案を提出するものでございます。

条例の説明に当たりましては、新旧対照表を用いてご説明させていただきます。今回の改正は、法律の改正に合わせて行うもので、改正部分は、新旧対照表の下線部分で示しております。

初めに、木曾岬町税条例第34条の9でございますが、こちらは森林環境税の導入に伴う改正でございます。あらかじめ徴収された配当割額と、株式等譲渡所得割をその年の町県民税から控除する場合、新たに導入される森林環境税にも充てることができるよう改正するものです。

続いて、36条の3の2でございますが、こちらは給与所得者が、使用する扶養親族等申告書について、記載事項が簡略化されたことに伴う改正でございます。

続いて、38条、41条、44条、47条、47条の2、47条の6でございますが、こちらについては、森林環境税の導入に伴い、徴収の方法と、納税通知書を改正し、また、町県民税と合わせて、特別徴収ができるよう改正しようとするものです。

続いて、第82条でございますが、一定の電動キックボード等を原動機付自転車から特定小型原動機付自転車と定義し、改めてこの税額を2,000円と定めるよう改正するものでございます。

続いて、附則第15条の3、附則第15条の6でございますが、こちらは軽自動車税の賦課徴収についての特例でございますが、燃費排ガスの不正行為を行った自動車メーカーに対し、納税不足額に加算する割合を変更するための改正でございます。

なお、各条例の施行日については、第36条の3の2については、令和7年1月1日。第82条については、令和5年7月1日。それ以外のものについては、令和6年1月1日の施行となっております。

条例の改正については以上でございます。

また、参考に、今回の条例改正部分を一覧にした補足資料を添付しておりますので、後刻お目通しください。

以上で、議案第30号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 続きまして、議案第31号、三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に關する協議についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年9月1日から、桑名・員弁広域連合を三重州市町公平委員会へ加入させ、三重州市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、關係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるといふものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和5年9月1日より、桑名・員弁広域連合が、三重州市町公平委員会に加入することに伴いまして、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会規約を変更することについて協議する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページには規約の本文、その次には新旧対照表を添付させていただいております。今ご覧いただいております新旧対照表は、右側が現行、左側が変更案ということになっておりまして、別表中、度会広域連合とあるところ、その下段に桑名・員弁広域連合を追加するように改めるといふものでございます。

規約本文に戻りまして附則でございます。

この規約は、令和5年9月1日から施行するといふものでございます。

以上、三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に關する協議についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、議案第32号について説明をさせていただきます。

議案第32号、損害賠償の額を定めることについてでございます。自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて議決するものでございます。

1番として、相手方ですが、愛知県豊橋市にお住まいの方でございます。

2番の事故の概要につきましては、令和4年9月20日午前9時30分頃、木曾岬町大字源緑輪中953番8地先の道路交差点内において、本町の職員が職務上、町有自動車を運転中に相手方車両と衝突し、損害を与えたものでございます。

3番として損害賠償額124万255円。この損害賠償額につきましては、町の加入す

る自動車損害共済から全額を、被害を受けた方にお支払いがされるものでございます。

下段の提案理由でございます。

上記事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程いたしましたそれぞれの議案の質疑は、6月13日に行います。

日程第 9 報告第 1 号 令和5年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに
令和4年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告に
ついて

日程第 10 報告第 2 号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

日程第 11 報告第 3 号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、日程第9、報告第1号、令和5年度木曾岬町土地
開発公社事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計
決算報告についてから日程第11、報告第3号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下
水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての3議案を一括上程し、これを議
題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただいま上程を賜りました、報告第1号から報告第3号まで
の報告事項3件につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号、令和5年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和
4年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございますが、第10
8回木曾岬町土地開発公社理事会において、令和5年度の事業計画及び、会計予算が令和
5年3月22日、書面決議により可決されました。

また、第109回の同理事会において、令和4年度の事業報告と、会計決算が令和5年
5月1日、書面決議により承認されております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の

事業計画及び予算、資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。

これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係資料を添えて、議会に報告させていただくものでございます。

次に、報告第2号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度地方一般会計補正予算第7号で、繰越明許費の承認をいただきました。

介護施設等整備事業補助金から町道道路改良事業までの5つの事業において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて、議会に報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第3号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算第2号で、繰越明許費の承認をいただきました。

東部地区クリーンセンターの施設管理費において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて、議会に報告をさせていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告事項3件の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせていただきますので、何卒、十分なお審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第1号、令和5年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、説明をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度木曾岬町土地開発公社の事業計画及び会計予算並びに令和4年度木曾岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告について、別紙のとおり報告するというものでございます。

まず初めに、第108回、木曾岬町土地開発公社理事会の資料でございます。本理事会は本年3月22日付にて、書面表決により開催をされまして、本日お示しする資料は、その際の臨時会の資料でございます。

初めに、令和5年度の事業計画でございますが、特段の事業計画はございません。

続きまして、令和5年度会計予算書でございます。第2条において、収入では、第2款事業外収益の1,000円を、また、支出では、第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円をそれぞれ予定額と定めるものでございます。

続いて、収益的収入及び支出の明細でございます。上段収入には、事業外収益の預金利息1円を、また、下段の支出では、開発公社の事務費といたしまして、委員報酬、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、事業委託料、法人税等、合わせまして34万1,000円を計上しております。

この資料以降、資金計画、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書といった各種財務諸表を添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、第109回、木曾岬町土地開発公社理事会の資料になります。本理事会におきましても、令和5年5月1日の日付をもちまして、書面表決により、理事会が開催をされました。この理事会では、令和4年度の決算がまとまりましたことから、令和4年度の事業報告、会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案についてご審議を受けたものでございます。

初めに、議案第1号、木曾岬町土地開発公社理事長の互選についてでございますが、各理事の互選によりまして加藤隆氏が理事長に互選されました。

次に、議案第2号、令和4年度事業報告についてでございます。こちらに記載のとおり、令和4年度における事業実施につきましては、特段の事業は行っていないということで、報告をさせていただいていました。

また、令和4年度の理事会での決議事項につきましては、ページの下段と、次のページ、それぞれに記載のとおり報告をさせていただきまして、その後、役職員の移動状況につきましても、別紙の資料のとおり報告をさせていただいたものでございます。

次に、議案第3号、令和4年度会計決算報告についてでございます。令和4年度の収益的収入及び支出につきましては、収入では、2款事業外収益で預金利息の収入144円となっており、支出では、2款1項、販売及び一般管理費におきまして、理事幹事会の経費や書類の印刷代等を合計で11万2,498円の支出となっております。

また、次のページからは、資金の運用表、損益計算書、貸借対照表、財産目録、キャッシュフロー計算書など、各種財務諸表をお示ししております。

また、この会計決算に対します、監事の監査意見書を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、議案第4号、令和4年度未処分利益剰余金の処分についてでございます。当年度純損失、11万2,354円を、前年度剰余金残高、464万8,350円で補填をいたしまして、翌年度の繰越金を453万5,996円とする処分案を示しております。

これら、議案第2号から第4号までの書面評決書の審議結果につきましては、賛成多数によりまして、可決いたしましたことをご報告させていただきます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号でございます。令和4年度三重県桑名木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するというものでございます。

令和4年度の予算を令和5年度に執行するために、令和4年度の町一般会計補正予算第7号でご承認をいただきました、繰越明許費の事業内容が確定したことに伴いまして、報告をさせていただくものでございます。

繰越明許費繰越計算書を、ご覧いただきたいと思います。

こちらの計算書では、第3款民生費から7款の土木費までの4つの款と、これに付随する5つの項における、事業名、事業にかかる総金額、令和5年度への繰越額と、その財源内訳を記載しておりまして、こちらに記載の5つの事業に係る総額、8,419万4,000円の事業費に対しまして、7,617万円を繰越額とすることを示しているものでございます。

次のページ以降では、繰越計算書の明細書を提出させていただいております。先ほどお示した繰越額の予算執行における明細を、歳入歳出それぞれに示しているものでございますが、こちらに記載されている内容につきましては、補正予算の説明の際に説明したものととなっておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きまして、報告第3号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは第1回定例会における令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算第2号にて承認を受けました繰越明許費の事業の内容が確定しましたので報告するものでございます。

次、繰越計算書でございます。1款施設費、1項施設管理費、事業名、東部地区クリーンセンター（地震対策、ストックマネジメント、修繕等）でございますが、東部地区クリーンセンターの各種工事や設計業務を行ったもので翌年度の繰越額は、6,560万円でございます。

次ページ以降の繰越明細書につきましては、後程ご一読いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関しての質疑は6月13日に行います。

ここで休憩といたします。再開は10時20分からといたします。

午前10時 4分休憩

午前10時20分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第12 同意第2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第12、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委
員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただいま上程を賜りました、同意第2号、木曾岬町固定資産評
価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を説明させていた
だきます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の服部満氏が令和5年6月23日をもって任期満
了となりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としての、これまでの実績から、納税者の代表として、公正、中立的な立場から、
評価の適正を図る同委員としてご活躍をいただけるものと考えておりますので、ご同意い
ただきたく、お願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお
願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについてでございます。

次の者を木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条
第3項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

記、以降でございます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中349番地、氏名、服部満、生年月日、昭和
40年9月30日生まれでございます。

下段、提案理由でございます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員、服部満氏は、令和5年6月23日付けで任期満
了につき、引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとする、これがこの議案を提出す
る理由でございます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の服部満氏でございますが、同氏は、令和2年6

月 24 日に選任いただき、このたび、6 月 23 日をもって任期満了となります。

町長の提案理由にもございましたように、納税者の代表といたしまして公正中立的な立場から、評価の適正を図る同委員としてご活躍いただけるものと考えておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

ご同意のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第 2 号についてご質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 12、同意第 2 号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 13 同意第 3 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 14 同意第 4 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 15 同意第 5 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 同意第 6 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 17 同意第 7 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 18 同意第 8 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 19 同意第 9 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 20 同意第 10 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 21 同意第 11 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、日程第 13、同意第 3 号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第 21、同意第 11 号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの 9 議案を一括上程し、議題いたします。

事務局長に議案内容を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、同意第 3 号から同意第 11 号までの木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、本年 7 月 19 日をもって任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律により町長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することになっていることから、新たな委員の任命について、個別に同意をお願いするものでございます。

新たに任命しようとする農業委員の方々は、木曾岬町農業委員会委員選考委員会において委員としての要件など厳正に審査された方々であり、同委員としてご活躍いただけるものと思っております。どうかよろしくご審議を賜り、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○産業課長（多賀達人課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人課長） それでは、同意第3号から同意第11号までの9件の木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を木曾岬町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

下段の提案理由をお願いいたします。

農業委員会の現委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、新たな委員の任命について同意を求めるものでございます。

農業委員会委員につきましては、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正施行により選挙制度が廃止され、農業委員会委員になろうとする者の募集を行うとともに、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対して積極的に働きかけることとされたことから、昨年10月には関係地区の区長や農家組合長などに対し説明会を行うとともに、町広報紙への掲載や、町ホームページなどを活用して広く推薦、応募を行いまして、この間に推薦応募がございました候補者を、木曾岬町農業委員会委員候補者等選考委員会におきまして資格要件等について審査して、選考された候補者9名でございます。

それでは、個別に候補者の方々の資格要件等についてご説明させていただきます。

まず、同意第3号でございますが、住所は木曾岬町大字加路戸342番地、氏名が岡村昇氏、生年月日が昭和25年4月6日生まれの方でございます。

同氏は、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されており、認定農業者としても認定をされております。過去には農業委員会委員も歴任され、耕作面積は110アールで資格要件に加え、公職の経歴や農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第4号でございますが、住所は木曾岬町大字見入249番地、氏名が水谷正行氏、生年月日が昭和27年12月17日生まれの方でございます。

同氏は、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されておりました、認定農業者としても認定されており、過去には農業委員会委員も歴任され、耕作面積は150アールで、資格要件に加え、公職の経歴や農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

続きまして、同意第5号でございますが、住所は木曾岬町大字小林51番地、氏名が伊藤忠司氏、生年月日が昭和36年6月22日生まれの方でございます。

同氏は、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されており、認定農業者としても認定されております。耕作面積は100アールで、資格要件に加え、農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

続きまして、同意第6号でございますが、住所は木曾岬町大字富田子153番地、氏名が樋已紀男氏、生年月日が昭和28年4月2日生まれの方でございます。

同氏は、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されており、令和2年10月まで、認定農

業者としても認定をされておりました。耕作面積は124アールでございます。資格要件に加え、農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

続きまして、同意第7号でございますが、住所は木曾岬町大字和泉138番地、氏名が横井善彦氏、生年月日が昭和36年2月23日生まれの方でございます。

同氏は、水稻栽培を中心に、小麦や飼料米栽培など、長年農業に従事されており、認定農業者としても認定されております。耕作面積は58ヘクタールでございます。資格要件に加え、農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

続きまして、同意第8号でございますが、住所は木曾岬町大字源緑輪中256番地、氏名が花井一好氏、生年月日が昭和39年3月14日生まれの方でございます。

同氏は、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されており、認定農業者としても認定をされております。耕作面積は127アールでございます。資格要件に加え、農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第9号でございますが、住所は木曾岬町大字三崎330番地、氏名が白木悟氏、生年月日が昭和34年12月9日生まれの方でございます。

同氏は、水稻栽培を中心に農業に従事されており、認定農業者としても認定されております。耕作面積は180アールでございます。資格要件に加え、農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

続きまして、同意第10号でございますが、住所は木曾岬町大字外平喜130番地、氏名が白木齊氏、生年月日が昭和28年1月26日生まれの方でございます。

同氏はトマト栽培を中心に長年農業に従事されており、認定農業者としても認定をされております。耕作面積は130アールで、過去には、農地利用最適化推進委員も歴任されており、現在は、農業委員会委員として活躍されている方でございます。資格要件に加え、公職の経歴や農業経営の状況などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

最後に、同意第11号でございますが、住所は木曾岬町大字西対海地314番地、氏名が岡村なつえ氏、生年月日が昭和28年7月2日生まれの方でございます。

同氏は、非農家で耕作する農地がありませんが、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されていることと、同条第7項では、性別に著しい隔たりが生じない旨の配慮をすることなどが規定されており、この二つの要件を満たす方となります。

また、現在、農業委員会委員として活躍されている方であり、資格要件に加え、公職の経歴などからも、農業委員会委員として適任であるとして選考されたものでございます。

以上が、選考委員会で選考されました候補者9名でございます。

なお、今回の任命による各位の任期は、令和8年7月19日までの3年間となります。
どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
説明は以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は一括質疑としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、質疑は一括質疑といたします。

それでは、同意第3号から同意第11号までについて、ご質疑のあります方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

それでは、日程第13、同意第3号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第14、同意第4号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同意第5号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第6号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第7号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第18、同意第8号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第9号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第20、同意第10号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第21、同意第11号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時41分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重なご審議ありがとうございました。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、詳細な説明をいただき、ありがとうございました。

なお、一般質問日は6月13日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様、大変ご苦労さまでございました。